

長浜市告示第143号

長浜市農地集積協力事業交付金交付要綱（平成24年長浜市告示第264号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

題名を次のように改める。

長浜市農地集積・集約化協力事業交付金交付要綱

第1条中「担い手への農地集積」の次に「・集約化」を加える。

第2条第2項を削る。

第3条中「別記様式」を「様式第1号」に、「経営転換協力金」を「集約化奨励金」に、「国実施要綱別記2－1第6の4」を「様式第2号」に改める。

第6条中「次の各号のいずれか」を「国実施要綱別記2の第6の5」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 区分 | 交付対象者 | 交付要件 | 交付単価 |
|---------|-----------------------------|------------------------|----------------------------|
| 地域集積協力金 | 交付対象地域は、国実施要綱別記2第5の1及び2による。 | 交付要件は、国実施要綱別記2第5の4による。 | 交付対単価は、国実施要綱別記2第5の3及び4による。 |
| 集約化奨励金 | 交付対象地域は、国実施要綱別記2第6の1による。 | 交付要件は、国実施要綱別記2第6の2による。 | 交付対単価は、国実施要綱別記2第6の2及び3による。 |

別記様式を様式第1号とし、同様式を次のように改める。

地域集積協力金交付申請書

長浜市長 様

地域集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

| | | 申請 年月日 | 年　月　日 | |
|--------|------|-----------|-------|-----|
| 交付申請者欄 | フリガナ | | | 申請印 |
| | 氏名 | | | 印 |
| | 住所 | | | |
| | 電話 | — | — | FAX |

(1) 交付対象地域の農地の所在地、面積、農地所有者及び耕作状況等

(2) 機構の活用率、交付対象面積、「新たに担い手に集積される」面積及び交付申請金額等

(3) 上記(1)、(2)以外の添付書類

- ア 「地域」の農地利用の現状と計画（目標）が分かる図面
- イ 「地域」で合意形成を図ったことが分かる書類（議事録等の写し）
- ウ 交付申請者が組織の場合は、組織の定款等の写し

(4) 個人情報の取扱いの確認

別記「長浜市農地集積・集約化協力事業交付金に係る個人情報の取扱いについて」の記載内容に同意する場合は、以下の□印にレ点を記入してください。

「長浜市農地集積・集約化協力事業交付金に係る個人情報の取扱いについて」の記載内容に同意する。

別 記

長浜市農地集積・集約化協力事業交付金に係る個人情報の取扱いについて

長浜市は、農地集積・集約化協力事業交付金の交付に際して取得した個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本交付金に係る集落等への説明会や滋賀県及び国への報告等で利用します。

また、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

| | |
|--------------|--|
| 事業等 (注1) | 農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 |
| 関係機関 (注2) | 国、滋賀県、長浜市農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、滋賀県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 |

様式第1号の次に次の1様式を加える。

集約化奨励金交付申請書

長浜市長 様

集約化奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

| 交付申請者欄 | 申請 年月日 | | 年 月 日 | |
|--------|-----------|---|-------|-----|
| | フリガナ | | | 申請印 |
| 氏名 | | | 印 | |
| 住所 | | | | |
| 電話 | — | — | FAX | — |

(1) 交付対象地域の農地の所在地、面積、農地所有者及び耕作状況等

(2) 機構の活用率、交付対象面積、「地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する」団地面積の割合及び交付申請金額等

(3) 上記(1)、(2)以外の添付書類

- ア 「地域」の農地利用の現状と計画（目標）が分かる図面
- イ 「地域」で合意形成を図ったことが分かる書類（議事録等の写し）
- ウ 交付申請者が組織の場合は、組織の定款等の写し

(4) 個人情報の取扱いの確認

別記「長浜市農地集積・集約化協力事業交付金に係る個人情報の取扱いについて」の記載内容に同意する場合は、以下の□印にレ点を記入してください。

「長浜市農地集積・集約化協力事業交付金に係る個人情報の取扱いについて」の記載内容に同意する。

別 記

長浜市農地集積・集約化協力事業交付金に係る個人情報の取扱いについて

長浜市は、農地集積・集約化協力事業交付金の交付に際して取得した個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本交付金に係る集落等への説明会や滋賀県及び国への報告等で利用します。

また、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

| | |
|--------------|--|
| 事業等 (注1) | 農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 |
| 関係機関 (注2) | 国、滋賀県、長浜市農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、滋賀県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 |

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。